

第4回専門委員会における議論の補足資料

児童館等を対象とした事業に係る一般財源化又は廃止された主なもの

児童館

- 昭和61年度より、児童厚生施設人件費について、公営分及び民営分ともに一般財源化
- 平成9年度より、公営分の児童厚生施設事業費について一般財源化
- 平成24年度より、民営分の児童厚生施設事業費について一般財源化

事業名	実施要件
<p>県立児童厚生施設事業 (ネットワークづくり事業)</p>	<p>①ネットワーク運営委員会(以下「ネットワーク委員会」という。)の設置 本事業を実施するため、県立児童厚生施設の施設長、児童館長、母親クラブ役員及び子ども会役員等を委員とするネットワーク委員会を設置し、年間総合計画等を立案するものとする。</p> <p>②児童館活動等の情報の収集 県内の児童館活動の内容、利用状況及び児童遊園その他の遊び場の利用状況等を把握し、幅広く情報提供すること。</p> <p>③遊びの指導技術の開発研修 児童館等で開発、改良された新しい遊びの指導技術について、その研修を行うこと。</p> <p>④プレーバスの巡回等 (1) 児童館の設置されていない地域を中心に、土・日曜、祝祭日及び夏休み等を利用し、プレーバスの巡回を行うこと。 (2) 巡回に当たっては、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条に規定する児童の遊びを指導する者を派遣することとし、地域の児童館及び母親クラブ等のボランティアの協力を得ること。</p> <p>⑤広報誌の発行等 児童館活動事例、イベント情報及びプレーバスの巡回に係る活動状況等の情報を県内の児童館等へ提供するため、広報誌の発行など幅広く情報提供を行うこと。</p>
<p>民間児童館活動事業</p>	<p>① 自然体験活動事業 ひきこもりや不登校等の児童に配慮し、サマーキャンプ等野外での活動を行うものとする。</p> <p>② 子どもボランティア育成支援事業 子ども自身によるボランティアグループの育成を図り、その活動についての支援を行うものとする。</p> <p>③ 児童健全育成相談支援事業 中・高校生を含む年長児童等及び保護者等からの相談に応じ、学校等関係機関と連携を図り、個別または集団指導を定期的に行うものとする。</p> <p>④ 年長児童等来館促進事業 児童館への中・高校生の来館を促進するため、中・高校生が自主的に催しを開催するための活動支援を行うものとする。</p>

事業名	実施要件
<p>児童福祉施設併設型民間児童館事業</p>	<p>① 児童福祉施設で行う事業 児童館を併設する児童福祉施設においては、延長保育等の特別保育事業、児童家庭支援センターで行う事業、短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護(トワイライトステイ)事業等地域の実情に応じた児童健全育成のための事業を行うものとする。</p> <p>② 併設した児童館で行う事業 併設された児童館において、アからウまでに掲げる事業を行うものとする。</p> <p>ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項の放課後児童健全育成事業</p> <p>イ 地域児童育成活動支援事業 地域の実情に応じて、次に掲げるような児童の健全育成に関する地域の各種活動の支援、サービスの利用の促進を行う。</p> <p>(ア)相談事業 地域住民からの児童の健全育成、養育に関する各種の相談への対応。</p> <p>(イ)啓発活動、福祉サービス利用の調整等 短期入所生活援助(ショートステイ)事業、延長保育等の特別保育事業、放課後児童健全育成事業等各種子育て支援のためのサービスの実施状況、利用方法等についての情報の提供及びその積極的な利用についての啓発、利用の調整。地域の児童健全育成に関する様々な情報(行事、講座等)の収集及び地域住民に対する情報提供。</p> <p>(ウ)地域住民による自主的な活動の支援等 児童の健全育成に関する子ども会、母親クラブ等の地域組織活動等地域ボランティアグループの活動の紹介及び必要に応じ日頃の活動に対する支援。</p> <p>(エ)関係機関等への連絡・協力 児童相談所、福祉事務所、学校、児童委員等関係機関との連絡及び関係機関による地域の児童とその家庭の状況把握への協力。</p> <p>(オ)地域行事との連携 児童館利用児童の地域行事への参加の勧奨等による他世代との交流の促進。</p> <p>ウ 児童健全育成特別事業 児童福祉施設の専門的機能を活用して、次に掲げるような児童健全育成に関する特別事業を行う。</p> <p>(ア)子育て支援 専業主婦を対象とした育児セミナーの開催、子育て支援サークルの設置促進、育児に関する情報提供等による子育て支援。</p> <p>(イ)異年齢児との交流 保育所の乳幼児や児童養護施設の児童等と児童館利用児童との交流による異年齢児との人間関係を構築する活動。</p> <p>(ウ)引きこもり・不登校等児童に対する支援 児童委員等との連絡や巡回相談等による引きこもり・不登校等児童の状況等の把握及びこれらの児童に対する指導。</p> <p>(エ)思春期児童の養育の支援 情緒不安定な思春期児童を抱える保護者に対する思春期児童対応講座等を開催等思春期児童の養育に関する保護者交流グループの育成・支援。</p> <p>③ 職員の配置 社会福祉士、保育士、児童の遊びを指導する者及び児童指導員のいずれかの資格を有する者を配置するものとする。</p>

その他

事業名	実施要件
<p>地域組織活動育成事業 (平成24年度より一般財源化)</p>	<p>① 組織及び運営 地域組織活動の組織及び運営は、次により行うものであること。 ア 地域組織は、母親の連帯組織など児童健全育成に寄与する自主的な団体(母親クラブ、子育てサークル等)とし、1組織の会員は、概ね30人以上とすること。 イ 地域組織には、会員の互選により会長、副会長、委員等の役員を置くとともに、その運営は会員の協議により行うものとする。 ウ 地域組織の活動は、児童厚生施設やその他の公共施設と有機的な連携をもつものとする。 エ 地域組織は、政治上又は宗教上の組織に属さないものとする。 オ 地域組織は、その収入及び支出の状況を常に明確にしておくこと。</p> <p>② 活動 地域組織は、地域における児童福祉の向上を図るため次の活動を行うこと。 ア 親子及び世代間の交流、文化活動 「家庭の日」を設けたり「こどもの日」や「敬老の日」などを利用し、親子やお年寄りとの交流を図るため、野外での交流活動を企画実行したり、読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う。 イ 児童養育に関する研修活動 児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修会などを開催する。 ウ 児童の事故防止等活動 地域の実情に応じ、遊び場の遊具の点検、特に幼児の遊び場の巡回、交通安全活動、非行防止活動、犯罪の被害から守るための活動等の奉仕活動を行う。 エ その他、児童福祉の向上に寄与する活動 なお、地域組織等の活動に際しては、地域組織等の年間活動計画を策定し、地域の理解と協力を得るよう広報等に努めるほか、必要に応じて関係行政機関等と緊密な連携を図ること。</p>

児童館の種別 機能・特徴

	小型児童館	児童センター		大型児童館	
			大型児童センター	A 型	B 型
面積	217.6m ² 以上	336.6m ² 以上	500m ² 以上	2,000m ² 以上	1,500m ² 以上
設置	市区町村、 社団・財団法人、 社会福祉法人	市区町村、 社団・財団法人、 社会福祉法人	市区町村、 社団・財団法人、 社会福祉法人	都道府県	
運営				都道府県 ※社団・財団法人、社会福祉法人、株式会社等に委託できる	都道府県、市区町村、社団・財団法人、社会福祉法人、株式会社等に委託できる
機能特徴	児童に遊びを与え、健康を増進し情操を豊かにする。地域組織活動を促進する。	左記＋体力増進指導機能or年長児童育成機能	左記＋特に年長児童の活動に配慮	児童センターの機能＋県内児童館の指導及び連絡調整等の中核機能	児童センターの機能＋自然の中で宿泊や野外活動が行える機能
対象児童	0～18歳未満のすべての児童 ※小地域の児童が対象 特に低学年や留守家庭児童	0～18歳未満のすべての児童 ※運動に欠ける幼児・低学年を優先	0～18歳未満のすべての児童 ※特に年長児童を優先	0～18歳未満のすべての児童 ※広域の児童が対象	0～18歳未満のすべての児童 ※広域の児童が対象 引率者にも配慮

児童遊園について

1. 概要

○児童遊園は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的とする屋外型の児童厚生施設。(児童福祉法第40条、「児童遊園の設置運営について」(通知))

2. 標準的設備

- 敷地は、原則として330㎡以上。
 - (1)遊具(ブランコ、砂場、滑り台、ジャングルジムなどの設備)
 - (2)広場、ベンチ、便所、飲料水設備、ごみ入れ等
 - (3)柵、照明設備

3. 職員

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者を配置すること。ただし、他の児童厚生施設の児童厚生員と兼ね、又は巡回の者であってもさしつかえない。

4. か所数

- 2,725か所
(公営:2,667か所 民営:58か所)
<社会福祉施設等調査(平成28年10月1日現在)>

5. 国の助成

- 昭和39年度まで、設置費補助を実施
(昭和40年度以降は、年金融資制度に切り替えたが、本制度も平成12年度をもって廃止)

平成29年度

「放課後子供教室」の実施状況

- ※ 公立小学校における実施
- ※ 「地域学校協働活動推進事業」を活用
- ※ 被災3県は「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」を活用

